

平成 21 年 5 月 8 日

## 沼津市低入札価格調査制度実施要領の変更について（お知らせ）

市では、国土交通省の低入札価格調査基準の一部改正により、低入札価格調査基準価格が改正されたことに準じて、沼津市低入札価格調査制度実施要領の適用基準の算定部分を改正しますのでお知らせします。

また、最低制限価格の設定についても、上記要領に準じていることから同様の変更を行います。

なお、新基準は、平成 21 年 6 月 2 日（火）の開札から適用します。

平成 21 年 5 月中に実施される開札につきましては、旧沼津市低入札価格調査制度実施要領の低入札価格調査基準が適用されますのでご注意ください。

- ・ 改正後の沼津市低入札価格調査制度実施要領は、市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。